



栃木県公報

平成29年
12月28日(木)
号外
第56号

目次

	規 則	
○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正	1
	訓 令	
○栃木県文書等取扱規程の一部改正	1
	公安委員会	
○栃木県公安委員会文書規程の一部改正	7
	企業局	
○栃木県企業局処務規程の一部改正	7
	警察本部	
○栃木県警察文書取扱規程の一部改正	8

規 則

栃木県規則第四十一号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成十二年栃木県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一「本庁関係共通事項」の表三の項第一号を次のように改める。

1 条例、規則及び訓令の制定 改廃							
(1) (2)以外のもの	○						
(2) 規則及び訓令の軽易な改 廃			○				

附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

(人事課)

訓 令

栃木県訓令第四号

本 庁
出 先 機 関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成十三年栃木県訓令第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一の部三の款を次のように改める。

三 一部を改正する場合

1 一般的な改正の場合

×○○○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名××

栃木県条例第○○号

×××○○○○○条例の一部を改正する条例

(イ) (ロ)
×○○○○○条例（○年栃木県条例第○○号）の一部を次のように改正する。

× 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(ハ)

改正後	改正前
× (○○○) 第○条×○○▲▲▲▲×。	× (○○○) 第○条×○○▲▲▲▲▲。

×××附×則

×○○○○○○○○○○。

2 二以上の条例を一括して改正する場合

(イ)
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

××○年○○月○○日

栃木県知事 氏 名××

栃木県条例第○○号

- (イ) 第二字目とし、二行目からは、第一字目とする。
- (ロ) 全て条例番号を入れること。
- (ハ) 一部改正の文例に従い記載すること。

(イ) 二の条例を一括して改正する場合は、「○○○条例及び○○○条例の一部を改正する条例」とする。

改正後	改正前
× (○○○) 第〇条×○○▲▲▲▲×。	× (○○○) 第〇条×○○▲▲▲▲▲。
×××附×則	
×○○○○○○○○○○。	

別表第一第一の部五の款を次のように改める。

五 一部改正の文例

1 字句を改正する場合

改正後	改正前
× (○○○) 第二条×略 (イ) 2×○○▲▲▲▲○○○ (ロ) ×○▲▲▲▲○○○○○○○ (ハ) ×○○○○×××××○ ×○○○○○。	× (○○○) 第二条×略 2×○○▲▲××○○○ ×○×××○○○○○○○ ×○○○○▲▲▲▲▲○ ×○○○○○。

2 条等を追加し、又は廃止する場合

(イ) 第十一条×略 × (▲▲▲▲) 第十二条×▲▲▲▲▲▲▲ ×▲。 (ロ) 第十三条～第十五条 略 ~~~~~ (ハ) 第十一条×略	第十一条×略 第十二条×略 ~~~~~ 第十一条×略 × (▲▲▲▲) 第十二条×▲▲▲▲▲▲▲
--	---

◎ この文例により難い場合には、文書学事課長が別に定めるところによる。

(イ) 字句を他の字句に改める場合

(ロ) 字句を追加する場合

(ハ) 字句を削る場合

(イ) 条等を追加する場合

(ロ) 条等を追加し、以下各条等を繰り下げる場合

(ハ) 条等を削る場合

<p>(三) 第十二条～第十四条 略</p> <p>(四) 第十条×削除</p>	<p>× ▲。</p> <p>第十三条～第十五条 略</p> <p>× (▲▲)</p> <p>第十条× ▲▲▲▲▲。</p> <p>× (▲▲▲)</p>
--	--

- (三) 条等を削り、以下各条等を繰り上げる場合
- (四) 廃止する条等の条名等を残す場合

3 条等の全部を改正する場合

<p>× (▲▲)</p> <p>第三条× ▲▲▲▲▲▲。</p> <p>2 × ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲</p> <p>× ▲▲▲▲▲▲▲。</p> <p>× × ▲▲▲▲▲▲</p> <p>× × ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲</p> <p>× × ▲▲▲▲▲▲▲▲</p>	<p>× (▲▲▲)</p> <p>第三条× ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲</p> <p>× ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲。</p> <p>2 × ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲</p> <p>× ▲。</p> <p>× × ▲▲▲</p> <p>× × ▲▲▲▲▲▲▲▲</p>
---	---

別表第一第一の部六の款4の項を次のように改める。

4 既存規定の改正に関する規定

× ○ ○ ○ ○ 条例 (○年栃木県条例第○号) の一部を次のように改正する。

× 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(1)

改正後	改正前
<p>× (○○○)</p> <p>第○条× ○○ ▲▲▲▲×。</p>	<p>× (○○○)</p> <p>第○条× ○○ ▲▲▲▲▲。</p>

別表第一第二の部三の款を次のように改める。

三 一部を改正する場合

<p>栃木県規則第○○号</p>

(1) 一部改正の文例に従い記載すること。

×○○○○○○規則の一部を改正する規則を次のよ
うに定める。

××○年○月○日

栃木県知事 氏 名××

×××○○○○○○規則の一部を改正する規則

×○○○○○○規則（○年栃木県規則第○号）の一
部を次のように改正する。

×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の
欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
×（○○○） 第○条×○○▲▲▲×。	×（○○○） 第○条×○○▲▲▲▲▲。

×××附×則

×○○○○○○○○○○。

別表第一第三の部二の款を次のように改める。

一 一部を改正する場合

栃木県告示第○○号

×○○○法（○年法律第○号）第○○条の規定による
○○を定める（指定する）（に関する等）告示（○年
栃木県告示第○号）の一部を次のように改正する。

××○年○月○日

栃木県知事×氏 名××

×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の
欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(4)

(4) 一部改正の文例に従い記載すること。

改 正 後	改 正 前
×○○○◀◀◀××○○ ○×××○○。	×○○○◀◀◀◀◀○○ ○◀◀◀○○。

附 則

この訓令は、平成三十年一月一日から施行する。

(文書学事課)

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規程第四号

栃木県公安委員会文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

栃木県公安委員会委員長 白 井 佳 子

栃木県公安委員会文書規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会文書規程（昭和四十二年栃木県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。
第三条中「別表の書式例」を「栃木県文書等取扱規程（平成十三年栃木県訓令第一号）の例」に改める。
別表を削る。

附 則

この規程は、平成三十年一月一日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業訓令第七号

本 庁
発 電 管 理 事 務 所
水 道 事 務 所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程（昭和四十五年栃木県電気事業訓令第四号）の一部を次のように改正する。
別表第一 1本庁関係共通事項の表三の項第一号を次のように改める。

1 条例、規則、管理規程及び訓令の制定 改廃							
(1) (2)以外のもの	○						
(2) 規則、管理規程及び訓令の軽易な改 廃	○						

附 則

この訓令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経営企画課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第五号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

栃木県警察本部長 福 田 正 信

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程（平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「基づく」を「よるほか、栃木県文書等取扱規程（平成十三年栃木県訓令第一号）の例による」に改める。

別表第一中第一の部から第四の部までを削り、第五の部を第一の部とし、第六の部を第二の部とし、第七の部を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年一月一日から施行する。